当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）	

官　庁　発　表

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を平成29年11月30日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 29 年 12 月 13 日　　農林水産大臣　齋藤　　健

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、平成29年６月９日に閣議決定された「未来投資戦略2017」を踏まえ、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成28／29年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、平成28年産主食用米等生産量、平成28年６月末民間在庫量及び平成29年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　平成28／29年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②－③

①　平成28年産主食用米等生産量

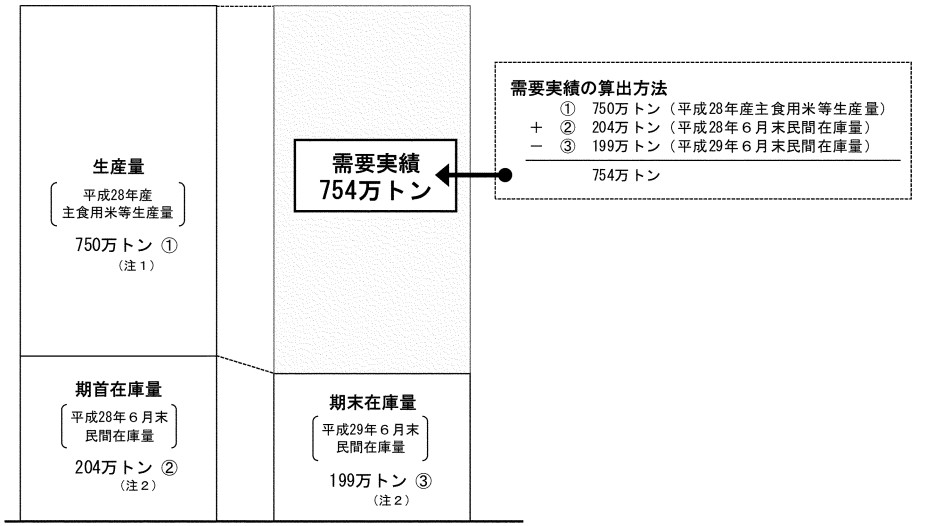
②　平成28年６月末民間在庫量

③　平成29年６月末民間在庫量

⑶　全国の需要実績（確定値）

前記方法により算出した平成28／29年（平成28年７月から平成29年６月までの１年間）の需要実績（確定値）は、図１のとおり754万トンとなります。

図１　平成28／29年の需要実績



注１：主食用米等生産量は、平成28年産米の水稲収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10ａ以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注３：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

２　全国の平成29／30年及び平成30／31年の需要見通し（推計値）

平成29／30年（平成29年７月から平成30年６月までの１年間）及び平成30／31年（平成30年７月から平成31年６月までの１年間）の全国の需要見通しについては、平成16年７月策定の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成８／９年（平成８年７月から平成９年６月までの１年間）から直近の平成28／29年までの全国の需要実績等を用いたトレンド（回帰式）で算出した結果を踏まえると、図２及び表２のとおりとなります。